



令和7年度
各務原市家庭的保育事業等指導監査
実施結果報告書

各務原市 健康福祉部 こども政策課

1 家庭的保育事業等指導監査の概要

(1) 基本方針等

家庭的保育事業等を利用する児童及び保護者の安心・安全と、事業の適切かつ継続的な運営を担保するため、児童福祉法及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「基準条例」という。）等の関係法令、通知及び各務原市家庭的保育事業等指導監査実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、あらかじめ定めた重点項目を中心に、施設の安全・衛生管理、保育の計画、職員の適正配置等の検査を実施し、改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

(監査の実施方法)

全ての家庭的保育事業等を対象に、保育士を含む指導監査担当の市職員が実際に事業所を訪問しました。1事業所につき2～3時間程度、施設設備や書類の点検、事業者からの聴き取り等を通じて、日々の保育や事業運営の状況を把握し、改善が必要な事項について指導を行いました。

(監査結果等の公表)

指導監査の実施後、各務原市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領の規定に基づき、本報告書に事業所別の文書指摘事項の有無と、文書指摘事項がある場合はその内容を掲載・公表します。

これにより、家庭的保育事業等の利用者の選択に資するとともに、事業者による積極的な保育の質の維持・向上を促進します。

(2) 重点項目

次に掲げる重点項目については、事前に事業者に周知した上で、指導監査を実施しました。指導監査においては、法令等に明確な規定がない場合でも、実施することが望ましいと判断した際には「助言」として指導を行い、保育の質向上を図りました。

ア 職員の適正配置

職員の配置（勤務）基準を事業者が理解し、基準を満たした勤務体制を保持しているか。

イ 安全計画の策定

- ・当該年度の安全計画を策定し、内容を職員及び保護者に周知しているか。
- ・同計画に基づき、職員に対する定期的な研修及び訓練を実施するほか、日々の保育における安全確保を図るために必要な措置を講じているか。
- ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせる等寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。

- ・児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴等）や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。

ウ 虐待等及び不適切な保育への取り組み

- ・「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」等を活用し、職員が虐待等及び不適切な保育への認識を深め、子どもの人権に配慮した保育を実施できているか。
- ・定期的に研修等を実施し、職員同士での話し合いや振り返りの場を設け、保育の質の向上に努めているか。
- ・虐待等及び不適切な保育が疑われる事案が発生した際の、各職員・事業所（及び法人本部）・自治体間の報告体制を整備し、職員が共有しているか。

エ 職員及び施設の自己評価

- ・保育士等による保育内容等の自己評価及び改善の記録がされているか。
- ・事業所による保育内容等の自己評価及び改善の記録がされ、自己評価の結果が公表されているか。

(3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく令和7年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は表1のとおりです。市が認可した全ての小規模保育事業（10事業所）及び事業所内保育事業（2事業所）において、法令等に基づく保育及び事業運営状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。

表1 令和7年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

実施日	施設名称	事業区分	事業者
7月11日	小規模保育園テレット	小規模	社会福祉法人フェニックス
7月16日	PEACE 各務原保育園	小規模	岐阜福祉株式会社
7月23日	はな保育室うぬま駅前	小規模	株式会社はな保育
7月31日	ポプラうぬま保育園	小規模	株式会社伸光
8月8日	やはた保育園	事業所内	株式会社八幡ねじ
8月22日	みらいあおぞら保育園	小規模	一般社団法人未来会
8月29日	Kawasaki そらっこ保育園	事業所内	株式会社セリオ
9月5日	フォルツァ・バンビーノ・ピコ	小規模	学校法人小島学園
9月12日	ポプラそはら保育園	小規模	株式会社伸光
9月19日	サンライズキッズ保育園各務原園	小規模	株式会社エクシオジャパン
9月26日	六軒 niconico 保育園	小規模	社会福祉法人誠心愛育会
9月30日	じぶんみらい保育園鵜沼三ツ池	小規模	株式会社NOVA キンダー

2 指導監査の結果

(1) 指摘事項等について

令和7年度の指導監査において、「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に規定する基準（以下「最低基準」という。）に対する違反があり文書指摘を行った項目、最低基準に対する軽微な違反があり口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は表2のとおりです。

文書指摘事項については、事業者からの改善状況の報告を求めており、全ての指摘について一定の改善や改善に向けた取組を確認しています。また、口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、こども政策課指導監査担当により改善に向けた継続的な指導・支援を行っています。

表2 指摘事項と指摘件数

項 目		令和7年度		(参考) 令和6年度	
		文書	口頭	文書	口頭
施設の安全・衛生管理	認可関係書類の適正管理	0件	0件	0件	2件
	施設・設備の安全配慮	0件	2件	0件	3件
職員の適正配置	職員配置（雇用）	1件	0件	0件	0件
	職員配置（勤務）	0件	1件	0件	0件
職員処遇	雇入時健康診断	1件	0件	0件	0件
防火管理	災害対応訓練等	0件	3件	0件	1件
帳簿の整理	帳簿類の適正整備	0件	0件	0件	2件
苦情解決体制	苦情解決体制	0件	1件	0件	0件
保育の計画及び自己評価	指導計画の作成	0件	1件	0件	0件
	事業所の自己評価	0件	1件	0件	0件
保育の状況（不適切な関わり防止）	不適切な保育発生時の報告・再発防止体制	0件	2件	0件	0件
子どもの安全	事故防止対策（マニュアル整備等）	0件	1件	0件	0件
	不審者対応・マニュアルの整備	0件	1件	0件	0件
合 計		2件	13件	0件	8件

(2) 指摘事項等の詳細と指導内容について

令和7年度の指導監査における指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

ア 施設・設備の安全配慮

施設内で安全配慮が十分でない箇所（ドアの指挟み防止対策が必要と認められる箇所がある等）が認められた事業所がありました。

保育所保育指針第3章3(2)の規定に基づき、事故発生を防止するための改善策を講じるよう指導しました。

イ 職員配置（雇用）

開所時間内に人員配置の基準を満たしていない事業所がありました。

基準条例第29条第2項に基づき、適切に人員配置を行うよう指導しました。

ウ 職員配置（勤務）

適切な時間に休憩を与えていない事業所がありました。

労働基準法第34条の規定に基づき、休憩を勤務の途中で取得できるような職員配置を行うよう指導しました。

エ 雇入時健康診断

職員に対し、入職前の健康診断を実施していない事業所がありました。

労働安全衛生法第66条及び労働安全衛生規則第43条の規定に基づき、もれなく実施するよう指導しました。

オ 災害対応訓練等

消火訓練を毎月実施していない事業所がありました。

基準条例第7条第2項の規定に基づき、少なくとも毎月一回は実施するよう指導しました。

カ 苦情解決体制

苦情解決に係る第三者委員の氏名及び連絡先を保護者等へ通知していない事業所がありました。

基準条例第21条の規定に基づき、通知するよう指導しました。

キ 指導計画の作成

短期の指導計画（週案）を作成していない事業所がありました。

保育所保育指針第1章3(2)の規定に基づき、作成するよう指導しました。

ク 事業所の自己評価

事業所による保育の内容等の自己評価の結果を公表していない事業所がありました。

保育所保育指針第1章3(4)の規定に基づき、公表するよう指導しました。

ケ 不適切な保育発生時の報告・再発防止体制

不適切な保育に関する事案が発生した場合のマニュアルを作成していない事業所がありました。

保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドラインⅡ（２）の規定に基づき、作成するよう指導しました。

コ 事故防止対策（マニュアル整備等）

乳幼児突然死症候群発生時及び不審者対応のマニュアルを作成していない事業所がありました。

保育所保育指針第３章３（２）及び４（２）の規定に基づき、作成するよう指導しました。

サ 不審者対応・マニュアルの整備

門扉及び玄関の鍵の施錠がされていない事業所がありました。

保育所保育指針第３章３（２）の規定に基づき、適切に施錠するよう指導しました。

（３）全体の評価と課題

令和７年度の指導監査における指摘件数については、文書指摘２件、口頭指摘１３件でした。今年度より新たに５つの小規模保育事業及び１つの事業所内保育事業が開所したため、昨年度より指摘事項は増加しました。その中で、今年度は「施設・設備の安全配慮」及び「災害対応訓練等」についての指摘事項が目立ちました。

市はこれらの指摘事項を踏まえ、継続的な指導・支援を行います。それにより、利用する児童と保護者が安心できる環境を整え、事業の適切かつ継続的な運営の確保に努めてまいります。

3 事業所別指導監査結果（事業開始日順）

※各施設情報は指導監査実施時点のもの

やはた保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	事業所内保育事業	
施設名称	やはた保育園	
所在地	各務原市鵜沼朝日町4丁目250-1	
管理者	宇佐美 道代	
事業者	株式会社八幡ねじ	
代表者	代表取締役 村田 和弘	
事業開始日	2021（令和3）年1月1日	
文書指摘事項の内容	根拠規定	改善状況
文書指摘なし		

はな保育室うぬま駅前

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	はな保育室うぬま駅前	
所在地	各務原市鵜沼東町6丁目87-3	
管理者	前堂 未沙樹	
事業者	株式会社はな保育	
代表者	代表取締役 加藤 義人	
事業開始日	2021（令和3）年6月1日	
文書指摘事項の内容	根拠規定	改善状況
文書指摘なし		

ポプラうぬま保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	ポプラうぬま保育園	
所在地	各務原市鵜沼西町3丁目102-1	
管理者	江後 里華	
事業者	株式会社伸光	
代表者	代表取締役 星山 泰伸	
事業開始日	2021（令和3）年7月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

みらいあおぞら保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	みらいあおぞら保育園	
所在地	各務原市鵜沼三ツ池町5丁目269-1	
管理者	横関 茂美	
事業者	一般社団法人未来会	
代表者	代表理事 廣尾 郷史	
事業開始日	2021（令和3）年9月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

PEACE各務原保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	PEACE各務原保育園	
所在地	各務原市各務おがせ町9丁目280-3	
管理者	佐々木 苑美	
事業者	岐阜福祉株式会社	
代表者	代表取締役 井田 敦	
事業開始日	2022（令和4）年3月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

小規模保育園テテット

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	小規模保育園テテット	
所在地	各務原市鵜沼各務原町6丁目64-1	
管理者	酒井 智美	
事業者	社会福祉法人フェニックス	
代表者	理事長 長縄 敏毅	
事業開始日	2022（令和4）年4月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

フォルツァ・バンビーノ・ピコ

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業 A 型	
施設名称	フォルツァ・バンビーノ・ピコ	
所在地	各務原市那加新田町 1 丁目 7 6	
管理者	佐々木 一代	
事業者	学校法人小島学園	
代表者	理事長 小島 宏毅	
事業開始日	2025（令和 7）年 4 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	職員配置（勤務）について、基準を満たしていない時間帯がありました。保育時間中は、常に配置基準を満たすよう指導しました。	基準条例 第 29 条第 2 項
	職員の雇入時健康診断を実施していませんでした。新規職員に対してはもれなく実施するよう指導しました。	労働安全衛生法第 66 条 労働安全衛生規則第 43 条
		改善状況
		改善確認済み
		改善確認済み

（根拠規定略称）

「各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」…「基準条例」

Kawasaki そらっこ保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	事業所内保育事業	
施設名称	Kawasaki そらっこ保育園	
所在地	各務原市蘇原三柿野町 3 丁目 2 - 1	
管理者	泉 亜希子	
事業者	株式会社セリオ	
代表者	代表取締役 黒崎 泰司	
事業開始日	2025（令和 7）年 4 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

ポプラそはら保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	ポプラそはら保育園	
所在地	各務原市蘇原瑞穂町2丁目69-1	
管理者	野崎 京香	
事業者	株式会社伸光	
代表者	代表取締役 星山 泰伸	
事業開始日	2025（令和7）年4月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

六軒 niconico 保育園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業A型	
施設名称	六軒 niconico 保育園	
所在地	各務原市蘇原緑町3丁目3	
管理者	辰巳 まどか	
事業者	社会福祉法人誠心愛育会	
代表者	理事長 島 俊雄	
事業開始日	2025（令和7）年4月1日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

サンライズキッズ保育園 各務原園

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業 A 型	
施設名称	サンライズキッズ保育園 各務原園	
所在地	各務原市那加太平町 1 丁目 2 2 1	
管理者	青島 幸代	
事業者	株式会社エクシオジャパン	
代表者	代表取締役 佐伯 猛	
事業開始日	2025（令和 7）年 4 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況

じぶんみらい保育園鵜沼三ツ池

指導監査種別	一般指導監査	
事業所区分	小規模保育事業 A 型	
施設名称	じぶんみらい保育園鵜沼三ツ池	
所在地	各務原市鵜沼三ツ池町 2 丁目 2 4 2 - 1	
管理者	渡邊 和世	
事業者	株式会社 NOVA キンダー	
代表者	代表取締役 稲吉 正樹	
事業開始日	2025（令和 7）年 4 月 1 日	
	文書指摘事項の内容	根拠規定
	文書指摘なし	
		改善状況